

# Business Certificate News

No.: TCCI-0095

Date: 2018年8月20日

## シンガポール向け特惠原産地証明のHSコード変更に関するお知らせ

6月24日よりシンガポール税関におけるHSコードが一部変更になりました。これを受けて、日シンガポールEPAに基づくビール等4品目に係る特惠（日本産）原産地証明に記載するHSコードが一部変更となりますのでお知らせします。

なお、すでに申請している証明書については旧HSコードが記載されていても有効となります。改めて申請しなおす必要はありません。

### 1. HSコード（シンガポール輸入時の税番号）の変更対象品目

対象品目		
Stout & Porter	アルコール分5.8%以下	2203.00.11
	その他	2203.00.19
Beer & Ale	アルコール分5.8%以下	2203.00.91
	その他	2203.00.99

※Medicated Samsoo及びOther Samsooについては、HSコードの変更はありません。

（参考）改訂前のHSコード

対象品目	
Stout & Porter	2203.00.10
Beer & Ale	2203.00.90

### 2. 参考情報

①HSコード変更に関する案内文（シンガポール税関）

<https://www.customs.gov.sg/-/media/cus/files/circulars/circular042018-ver1.pdf>

②日シンガポールEPAに基づくビール等4品目に係る特惠原産地証明の申請方法

[https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/preparation/country\\_of\\_origin/epa\\_singapore/](https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/preparation/country_of_origin/epa_singapore/)